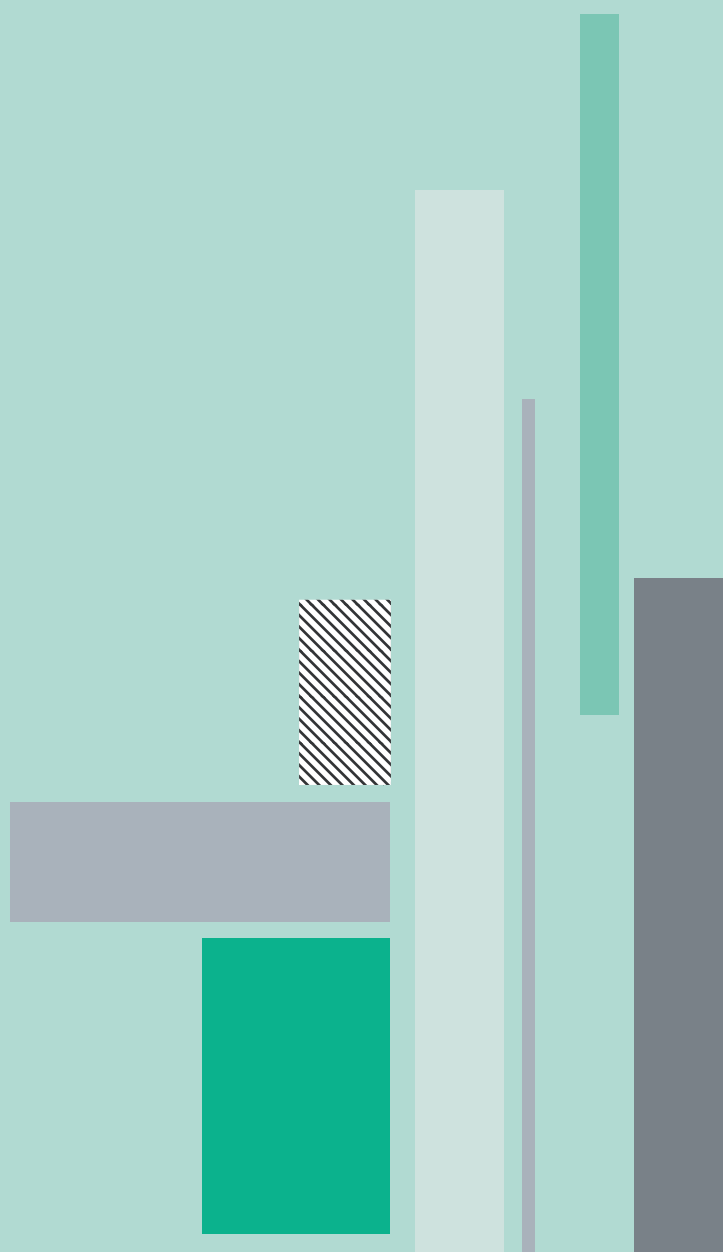


日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

■ 2013 年 12 月定例会

■ 要望・申し入れ・談話



日本共産党埼玉県議会議員団

目 次

2013年12月定例会県議会（2013年12月2日～12月20日）

1、福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑（2013年12月16日）	2
2、県土都市整備委員会における村岡正嗣県議の質疑（2013年12月16日）	4
3、自然再生・循環社会対策特別委員会における柳下礼子県議の質疑（2013年12月18日）	10
4、次世代人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における 村岡正嗣県議の質疑（2013年12月18日）	12
5、議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑（2013年12月20日）	13
6、平成24年度決算認定に対する反対討論（2012年12月20日）	14
7、知事提出議案に対する反対討論（2012年12月20日）	16
8、議員提出議案に対する反対討論（2012年12月20日）	17
9、議案及び請願に対する各会派の態度	18
10、日本共産党県議団が提出した意見書・決議（案）	21
11、県議会12月定例会をふりかえって（談話）（2013年12月20日）	24

要望・申し入れ・談話

・県議会文教委員会による教育現場への執拗な政治的圧力の中止を求める申し入れ （2013年12月16日）	26
・執拗に繰り返される文教委員会による教育現場への政治的圧力について（談話） （2013年12月17日）	29
・埼玉県議会文教委員会傍聴者の埼玉県警による監視問題について（2013年12月20日）	30

2013年12月定例県議会

1 福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑

2013年12月16日

◆議案関係（福祉部）

Q. 柳下礼子委員

1. 児童養護施設での虐待は考えられないことだ。施設では専門的で、経験豊かな職員の対応が必要である。また、職員は集団体制で継続的に対応しなければならないと考える。そこで伺うが、事業団における正規職員と非正規職員の内訳はどうか。
2. 非正規職員から正規職員への道は開かれているのか。
3. 臨床心理士の専門性を生かして、処遇の質を高める努力はどのように行っているのか。
4. 退所後の児童へのアフターフォロー体制はどうなっているか。退所後に相談を受けられる体制は整備されているか。
5. 学校や地域とはどのように連携しているのか。具体的にどのような活動をしているのか。
6. 千葉県の社会福祉事業団における虐待事件について、どう受け止めているのか。

A. 社会福祉課長

1. 常勤職員は475人、非正規職員は常勤換算で389人で、その比率は5.5対4.5である。理想は、6対4であるが、非正規職員から正規職員へ積極的に登用している
2. 平成25年度は、27人の常勤職員採用のうち、23人が非正規職員からの登用である。
3. 臨床心理士は専門性を生かし、心理療法などにより、児童を精神的に落ち着かせるための環境作りを行っている。また、他の職員への指導も1年間で180回実施している。
4. 退所後の児童への指導は、5年以内に卒園した90人に対し、相談などのフォローを合計で706回実施した。就職後のトラブルについても、

職員が関わり解決するなど、しっかりとアフターケアが行われている。

5. 学校との連携では、定期的な連絡会に指導員が親代わりに出席している。地域とは施設の行事への招待やスポーツ活動により交流を図っている。
6. 施設内虐待は絶対にあってはならないことである。例えば、利用者を安易にちゃん付けで呼ぶのではなく、きちんと利用者として意識することが大切である。

◆行政課題報告関係（福祉部）

Q. 柳下委員

介護施設の関係では、特別養護老人ホームも含めて夜間の当直体制の問題があり、事故が起きているケースがある。県として、今後施設の現場の実態をどのように把握していくのか。あえて事故防止を規定するという事なので、事故の発生を予防するために体制強化が必要と考えるがどうか。

A. 高齢介護課長

県では定期的に施設に赴いて実地指導を行っている。実態把握は基本的にこの実地指導の中で行っている。問題事例として情報提供があれば、速やかに現場に赴いて指導している。職員の処遇改善も含め、対応している。

Q. 柳下委員

当直体制は複数の職員で行うのが望ましい。事故防止という点からどのように考えているかを伺う。

A. 高齢介護課長

特別養護老人ホームにおける夜間の勤務体制に

については、2ユニット20人に職員1人というのが現行の基準である。施設に確認したところ、夜勤は1人で対応しなければならないことがあるため、技術の高い人を充てているとのことであり、県でも夜間は十分なスキルのある職員を配置するよう指導している。

Q. 柳下委員

問題は20人に1人という基準である。この体制では対応できないこともあるのではないか。現場では様々な問題が起こっている。県として事故防止を規定するのであれば、県としての独自の基準を設定してはどうか

A. 高齢介護課長

夜間の勤務については、介護事業者からも話を聞いている。基本的に夜間は利用者も就寝しており、日中の活動が適切にできていれば徘徊も少ないとのことである。日中の処遇を工夫することにより、夜間のナースコールも少なくなるので、20人に1人で支障ないと聞いている。ただし、特異なケースもある。その時々状況に応じて適切に対応してもらおうよう、事業者を指導していきたい。

2 県土都市整備委員会における村岡正嗣県議の質疑

2013年12月16日

◆議案審査 県土整備部関係

Q. 村岡正嗣委員

1. 第124号議案について伺う。今回施工する復旧工事で今後何年持つのか。
2. 1億5,539千円の補正予算額の内訳を教えてください。
3. アンカー工には、いろいろな工法があるが、今回の工法の名称とその工法を採用した理由は何か。
4. 崩落した場所については、モルタルの厚さはどのくらいだったのか。また、モルタルにはメッシュ（金網）が入っていたのか。
5. 第143号議案について伺う。環境ロードプライシング割引の扱いはどうなるのか。
6. 6都県市が同時期に議会に諮られると思うが、何らかの事情で議決に至らない場合はどうなるのか。
7. 埼玉線内々利用割引はさいたま市から戸田市の区間で割引が適用されるそうだが、埼玉県管理者権限で同意すればよいのか。さいたま市には一切影響しないのか確認したい。

A. 水辺再生課長

1. 一般的に、コンクリートやアンカーなどの構造物は50～60年持つと言われているが、今回の災害は完成後約30年で起きている。自然が相手なので、気象条件等によりどのくらい持つかは変わってくる。何年持つかについては何とも言えない。
2. 内訳は、応急復旧にかかる費用として約5,100万円、アンカー工や法枠工、斜面下部の擁壁の設置等、本復旧工事に約1億円、道路等の付帯工事に約200万円を計上している。
3. 「法枠工とグラウンドアンカー」工法、「法枠工と鉄筋挿入」工法、「張り出した岩盤の除去とモルタル吹き付け」工法の3つの工法から検討し、経済性、施工性から判断して、「法枠工と

グラウンドアンカー」工法を採用した。会社により言い方が異なるが、今回採用した工法は、一般的にグラウンドアンカー工法と言われている。

4. これまでの法面は、モルタル吹き付けは厚さ10cmであり、格子状の金網が施工されていた。

A. 道路政策課長

5. 環境ロードプライシング割引の期間については、現在の事業計画上、終了期限を示していないため、継続される予定である。
6. 今回の議案議決は、関係する都県市の議会において同時期に議案提出しているが、関係する事項に関しては、全ての議会において議決が必要になるものと考えている。
7. 埼玉線内々利用割引については、さいたま市内のさいたま見沼インターチェンジから、戸田市内の外環道と接続する美女木ジャンクションまでを対象区間としており、埼玉県とさいたま市の両方に関係する割引となる。

Q. 村岡委員

1. 有間ダム貯水池の復旧については、今回、グラウンドアンカー工法を採用したとのことである。今回は補正予算の審議ということであるのに、示された資料ではどんなことをやるのか分からない。もう少し情報がないと、予算が適切かどうかを審議しにくい。

本復旧工事で1億円とのことだが、本復旧の内訳について、主な費用を教えてください。

2. 今回の崩落箇所については、厚さ10cmのモルタルが吹き付けられ、金属製のメッシュも入っていたとのことだが、30年間経過する中で風化したことが崩落の原因と推測されるとのことである。このような法面はほかにもあるが、県として今後の対応についてどのように考えているのか。
3. 地元飯能市から、法面の対策について要望等

はあったか。

A. 水辺再生課長

1. 本復旧の具体的な内訳については、アンカー工に約2,500万円、モルタル吹き付け工に約1,700万円、擁壁工に約2,100万円が、主なものである。
2. 同じような法面は資料の写真で上流側に1か所、下流側に1か所あり、この法面についても同様に観測を実施しており、独立行政法人土木研究所に相談して実施している。今後については、点検頻度をしばらくの間増やすことを考えている。具体的には、近接目視を年に2回程度から月に1回に、傾斜計の観測について月に1回を継続、光波測距儀を使った斜面の変位観測を2月に1回を月に1回に増やすなど、細やかな点検を実施していく。
3. 地元飯能市からは、具体的な要望等は聞いていない。

◆議案審査 都市整備部・下水道局関係

Q. 村岡正嗣委員

1. 第130号議案について伺う。事実婚などの場合はどのように認定しているのか。
2. 募集案内に、公社の業務の執行上個人情報に預託する場合もあると記載されているが、DV被害者の場合、預託される個人情報はどの範囲か。
3. 指定管理について伺う。原則は公募といっても、実際は随意契約が多い。スーパーアリーナ、埼玉スタジアムともずっと随意契約である。特殊な施設であり、県が最大の出資者で県から役員を出しているから大丈夫という考えも成り立つと思うが、県としては今後も同じ会社が委託業務を続けると考えているのか。
4. 指定管理者を原則公募としていることには意味があり、随意契約にはメリットもあるが、競争原理が働かないというデメリットもある。今後、こうした施設については、デメリットにどう対処していくのか。

5. さいたまスーパーアリーナと埼玉スタジアムは、天井板の落下防止工事が終了しているのか。これから行うのであれば、指定管理者の業務の範囲に含まれるのか。
6. 第139号～141号議案に係る県営の3公園の委託料と人件費について、平成21年度と平成25年度の額を教えてください。
7. 流域下水道の単価改定について、単価算定には、処理水量を分母、維持経費と累積収支の計を分子として計算されていると思うが、2流域の単価計算の積算根拠を示してほしい。
8. 第145号議案について、1市3町それぞれの普及率と今回の9円値上げによる増加額を示してほしい。また、県北5流域での収支状況を示してほしい。

A. 公園スタジアム課長

2. 1公園当たり20基を新規で設置する。また、テントの開閉口は閉まるようになっている。設置については、既存の下水道マンホールを活用するケースと、新規にマンホールを設置するケースがある。新規設置の20基以外にも、既存のマンホールを活用することを考えている。

A. 都市計画課長

3. さいたまスーパーアリーナの指定管理を今後どうするかについては、5年間の指定を行っているので、その5年間の指定期間の状況をきちんと見ながら、適切に判断していく。ずっと随意契約で行うということではなく、その実績等も見ながら判断してまいりたい。
4. 御指摘にもっともな部分もあると思うが、指定に当たっては「さいたまスーパーアリーナ条例」第14条第2項に指定管理者の要件を定めており、その要件をきちんと審査していくつもりである。実務的には更に詳細な11項目の審査基準を設けており、例えば、効果的・効率的な運営ができるか、安定した経営基盤があるかなど、きちんとした審査をしてまいりたい。
5. さいたまスーパーアリーナの天井は可動天井

である。ワイヤーで吊るしており、イベントごとに適切な天井の高さを調節できる造りとなっている。天井を動かすごとに点検を行っており、県は、毎年その内容の報告を受けて、技術的な確認もしている。

なお、ワイヤーは当然消耗してくるので、毎年の点検の中で補修もしているが、平成27年度以降の長中期の修繕計画の中で大規模な修繕も予定しているところである。

A. 住宅課長

1. 婦人相談センターからの証明書を確認して事務手続を進めている。事実婚などを含め、被害者であるかどうかは婦人相談センターの判断による。
2. DV被害であるという情報は一切出していない。DV被害者の入居に当たっては、公社内や関係市町に連絡を取り、万全の体制を取っている。

A. 公園スタジアム課長

3. 埼玉スタジアムの今後の指定管理については、今後の運営状況により、将来的に判断していくことであり、現時点で決まっているわけではない。
4. 随意契約においても申請時に事業計画書を提出させ、効率的な運営等の内容について確認している。また、指定後も年4回の緊張感のあるモニタリングやテーマ別の臨時モニタリングを実施し、指定管理者の施設管理のマンネリ化を防止し、業務に緊張感を持たせるようにしている。
5. コンコースの上に落下のおそれのある天井板があり、昨年、目視により点検を実施したところである。
6. こども動物自然公園については、平成21年度決算では、委託料483,178千円、人件費357,364千円。平成25年度予算では、委託料453,377千円、人件費327,452千円。

熊谷スポーツ文化公園については、平成21

年度決算では、委託料495,985千円、人件費121,989千円。平成25年度予算では、委託料400,859千円、人件費96,816千円。

埼玉スタジアム2002公園では、平成21年度決算では、委託料330,905千円、人件費155,114千円。平成25年度予算、委託料289,582千円、人件費104,198千円となっている。

A. 下水道管理課長

7. 荒川左岸北部流域は、処理水量が2億5,723万3千 m^3 、処理経費が99億5,004万2千円、前期の累積収支差が2億788万6千円の黒字であり、計算すると約38円となる。

利根川右岸流域は、原則どおりの計算では105円となるが、積算根拠としては、処理水量が3,154万5千 m^3 、処理経費が23億4,656万2千円、前期の累積収支差が9億5,662万5千円の赤字となっている。

8. 平成24年度の1市3町の普及率は、本庄市が53.6%、美里町は未接続のため0%、神川町は19.9%、上里町は12.9%となっている。

今回の9円値上げによる増加額について、平成24年度の実績水量による試算では、流域全体では約4,300万円の増額が見込まれる。市町別では、本庄市で約4,000万円、美里町は0円、神川町は約30万円、上里町は約230万円となる。

県北5流域の平成24年度決算の収支状況は、赤字流域が荒川上流、利根川右岸の2流域の下水道である。

Q. 村岡委員

1. 県営3公園の指定管理については、委託費も人件費も減ってきている。人件費は、こども動物自然公園で約3,000万円、熊谷スポーツ文化公園で約2,500万円、埼玉スタジアム公園では約5,100万円減少している。

こども動物自然公園を先日委員会で視察した

が、園長を始めスタッフの熱心さや、来園者を増やす工夫をよく見せてもらった。時間をかけて動物たちとの関係を築いてきたことがよく分かる。こども動物自然公園だけ取り上げても、委託費と人件費はこの5年間で3,000万円減少している。そのことが、スタッフの給与の減少につながっていないのか。

2. 第130号議案について、目的外使用による入居もあり得るとのことだが、緊急を要し、婦人相談センターの証明を取れない場合は、どのように扱っているのか。
3. 第145号議案について伺う。美里町は普及率が0%とのことだが、美里町の下水道普及が進まない理由は何か。また、市町の下水道普及を進めるため、県はどのような施策を考えているのか。
4. 収支を均衡させるために期間を延長して計算したとの話もあったが、利根川右岸流域が9円値上げすることで黒字化するのはいつ頃と考えているのか。
5. 流域全体で約4,300万円の増額とのことだが、仮に全てを住民負担に転嫁された場合、5人家族でいくら増額となるのか。

A. 公園スタジアム課長

1. こども動物自然公園の職員は、平成21年度より2人減少しており、そのため給与額が減少した。協会として給与を下げることはしていない。県の出資法人であり、給与は県と足並みを揃えている。

A. 住宅課長

2. 県営住宅の受入れについては、婦人相談センターの一時保護が終了した方を対象としており、婦人相談センターの証明書を提出いただいている。

A. 下水道管理課長

3. 美里町のまちづくりの考えが1番大きい理由である。また、財政事情が厳しい中で、どの事業にウエイトを置いていくかということも大き

く影響していると考えている。県としては、下水道の役割が住民の生活の中でいかに大切であるかを丁寧に説明することで、町の普及率の向上を図ってもらえるよう働きかけていく。

4. 試算では、累積収支の均衡は20年後と考えている。単年度では、平成35年度からは黒字化する見込みである。
5. 1人1日260L使用するという目安で算定すると、5人家族で月額約350円の値上げとなる。

Q. 村岡委員

1. 指定管理者については、平成25年6月定例会の当委員会において、「県として、県営公園の現場で働く人の賃金を把握しているのか」と質問した際、「指定管理者にモニタリングを実施しており、その中で、適正な賃金となっているか、確認していく」との答弁があった。賃金自体の確認はできているのか。
2. 第145号議案について伺う。5人で月350円の値上げとすると、年間では4,200円の値上げでいいのか。
3. 下水道の本管が整備されても、宅地内への引込みに自己負担が必要となるとなかなか普及が進まない現実がある。普及が進まない地域に対して、接続に対する補助を出すことや、また、一般会計からの繰入金についても法律上必ずしも禁じられていないと考える。受益負担の柔軟な適用も可能と考えるが、どうか。
4. 県は昨年7月に各市町村の下水道担当課長宛てにアンケートを行っている。その結果が2月に説明されているが、その中で、単価格差について、「早期に統一」、「格差解消はやむを得ない」、「提言を守るべき」、「2～3ブロックの単価設定にすべき」、「負担金単価の上昇には市民への説明根拠が必要」という意見が出されている。これまで聞いた答弁では、市民が聞いて納得できるか疑問である。直接市民に説明するのは各自治体だが、自治体に十分納得してもらっているのか。

A. 公園スタジアム課長

1 公園緑地協会が雇用している正規・臨時職員の給与は把握しているが、外部に委託している会社の賃金は把握していない。

A. 下水道管理課長

2. そのとおりである。
3. 法的に補助が絶対にできないとは理解していない。しかし、下水道の利益を受けていない県民もいる中で、県が補助することは難しい。受益者負担の原則を守ることは重要であると考えており、一般会計からの繰入れは難しい。
4. 平成13年3月に出された提言を重く受け止めているが、単価統一はなかなか進まないのが現状である。単価統一に対しては、単価の低い流域の構成市町の理解が必要となる。まず、累積の赤字を解消することと、流域間連携の強化などの施策を実施しながら、各市町に単価統一の必要性を説明し、納得してもらえるよう引き続き努力していく。

A. 都市計画課長

3. 県全体の下水道普及率は約78%であるが、県南部では下水道の整備が進んでおり、今の課題は接続率の向上である。一方、県北部では、利根川右岸流域下水道の供用開始が平成21年度となっているように、下水道の整備が遅れている。ついては、県において、下水道整備の先進地域の事例等を市町に説明するなどし、市町が住民に十分に説明できるよう支援していきたい。

◆議案討論

村岡委員

第145号議案については反対である。

本来、少しでも流域間格差の解消を目指すべきところ、今回の改定でむしろ格差の拡大に向かうこととなる。特に、本庄市においては今回の値上げにより約4,000万円の負担増となり、加入者世帯では5人家族の場合で年間約4,200円の負担増

となることから賛成できない。

◆行政課題報告

Q. 村岡委員

包括的民間委託については、6月定例会の委員会で質問した際に、「今後の包括的民間委託の導入については、危機管理の観点や下水道維持管理の技術力の継承の観点から慎重に検討していきたい」との回答があった。今回の包括的民間委託の導入に当たり、慎重に検討されていると思うが、新河岸川上流水循環センターへの包括的民間委託導入について、どのような検討を行ったのか。

A. 下水道管理課長

包括的民間委託の導入については、下水道局としても重要なことと考えており、今後も拡大したいと考えている。ただし、導入については、一度に全流域への拡大という方向ではなく、危機管理や維持管理の技術力の継承の観点からの検討が必要である。

平成18年から荒川上流と市野川の水循環センターに包括的民間委託を導入して、既に3期目半だが、要求水準を満たしており、事故もなく、周辺住民からの苦情も少ないという成果が出ている。

包括的民間委託については、8つの流域のうちリスクの少ないところから順次拡大していく。具体的には、「施設が比較的小規模」、「老朽化が進んでいない」、「分流式下水道」ということであるが、今回の新河岸川上流水循環センターへの導入も、この観点から慎重に検討した結果である。

Q. 村岡委員

下水道の維持管理の技術力の継承のために、下水道公社へ県職員を派遣していると思うが、人数と期間はどのくらいか。

また、派遣から戻った職員は下水道局に戻ってきているのか。

A. 下水道管理課長

派遣している人数は20人、派遣期間は基本的に2年である。

派遣から戻った職員が全て下水道局に配置されるわけではないのが現状である。技術力の継承については、今後、よりよい方法を検討していきたい。

3 自然再生・循環社会対策特別委員会における柳下礼子県議の質疑

2013年12月18日

◆審査事項「川の再生について」

Q. 柳下礼子委員

1. 東川の地下河川が完成したが、今後河川環境整備を行っていくのか。
2. 柳瀬川は水辺再生100プランで整備したところであるが、今後、市とどのように連携していくのか。
3. 高麗川の中着田に行くと、駐車料金を取られる。お金がない人も楽しめるようにしてほしいと考えるがどうか。
4. 環境基本計画では、アユが棲める水質の河川の割合を平成28年度までに90%にするとの目標を掲げているが、目標達成の見通しはどうか。
5. 国土交通省が公表している全国水質ワースト5河川に綾瀬川・中川が該当しているのを、平成28年度に該当河川なしとするとの目標を掲げているが、目標達成の見通しはどうか。
6. 生活排水処理率を平成28年度までに92%とするとの目標を掲げているが、目標達成の見通しはどうか。
7. 水害に強い河川づくりも必要だが、もっと親しめる河川づくりを進めるべきと考えるがどうか。

A. 水辺再生課長

1. 東川については、当面のところ河川環境整備の予定はない。
2. 柳瀬川については、水辺再生100プランで上流部の240mの区間を魚が住みやすい環境にするために整備した。現在も検討会が続いており、市と一緒に、更なる改善に努めている。
3. 高麗川については、川のまるごと再生プロジェクトで市と検討会を一緒に行っているため、この話があったことを地元市に伝える。

4. アユが棲める水質は、BODの年平均値が3mg/L以下という、かなり厳しい目標を定めている。平成22年度の77%から平成24年度は66%となっているが、気象条件による一時的な低下と考えている。河川の汚濁負荷を削減するため、生活排水対策を進め平成28年度の目標達成に向けしっかりやっていく。
6. 生活排水処理対策については、平成24年度末で88.7%まで上がっている。計画は平成24年度に始まったばかりであり、合併処理浄化槽の普及や公共下水道の整備と合わせ目標達成は可能と考えている。

A. 環境部長

5. 綾瀬川と中川はBODが3.9mg/Lと国土交通省が管理する1級河川でワースト1位・2位と不名誉な状態にある。

これを一気にワースト5から脱却させるのは難しいため、第1段階としてワースト1位・2位から脱却することを目指し、BOD2.9mg/Lを目標に取組を進めている。

合併処理浄化槽、下水道、生活排水対策は市町と一緒にやる必要があるため流域の24市町と「綾瀬川・中川水質改善流域協議会」を設立し、取組を進めているところである。

A. 県土整備部副部長

7. 河川整備については、自然環境にも配慮した多自然川づくりの考え方で進めている。

Q. 柳下委員

高麗川の中着田についての質疑の補足だが、観光地化されることで有料駐車場ができる等、気軽に訪れることができなくなる可能性があるため、なるべく県民の負担が増えないよう配慮すべきではないかと考える。市町村との調整等もあるかと思うが、どうなのか。

A. 水辺再生課長

利益を得るために川の整備をすることはない。
その地区をどのようにまちづくりに使うかにより、
例えば駐車料金が発生する場合もあるのが実情で
ある。その辺のところは県と市町村でよく調整し
ていきたい。

4 次世代人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における村岡正嗣県議の質疑

2013年12月18日

◆審査事項「グローバル人材の育成について」

Q. 村岡正嗣委員

1. 資料1の「埼玉発世界行き」奨学金について、この奨学金は支給となっている。返還の必要のない給付型かと思ったが、先程から、教育ローンや金利の話が出ている。確認だが、これは返還させる奨学金か。
2. 学位取得コースについて、マスターコースやドクターコースがあった場合に、途中の編入ということもあると思うが、単年度とはいかず、2年かけてマスターの資格を取得することがある。その場合、奨学金は2年目以降も保障されるのか。
3. 資料4では1社で二人の申請をしている企業もあるが、この補助金は人ではなく企業を対象とするとの理解でよいか。また、研修終了後は、会社を辞めることがないよう、雇用契約などの縛りはあるのか。
4. 資料6の2(2)の学校の独自企画による海外大学等への短期派遣の企画の審査について、学校単位で企画した書類を審査しているのか、又は生徒がいくつかのグループに分かれて企画した書類を審査しているのか。

A. 国際課長

1. 「埼玉発世界行き」奨学金については、返還の必要のない給付型の奨学金である。
2. 資料1の表に「継続人数」とあるとおり、この人数が継続している奨学生数だが、学位を取るには1年で終わらないので、最高4年まで、修士だと2年、学部では4年、それぞれ基本的には学位を取得するまで奨学金を支給する。

A. 産業労働政策課副課長

3. 補助対象は企業である。雇用契約などの縛りは想定していない。事業が開始して3年になるが、会社を辞めたなどの例は聞いていない。な

お、補助金を交付するに当たっては、派遣される社員本人に面談し、今後の抱負などを聞き、研修をどう生かすかを確認している。

A. 高校教育指導課長

4. 年度は、総勢249人を派遣している。生徒は自費であり、引率教員の旅費は県費で対応している。独自企画とは学校が作成するものであり、大学等への講義の参加が、全体の派遣期間の中でどれくらい組み込まれているかなどを審査している。

Q. 村岡委員

1. 奨学金は、個人的な事情で学位が取れないという場合は、どうなるのか。
2. どのような大学に派遣されているのか、また、生徒の自己負担額はどれくらいか。

A. 国際課長

1. 本人の成績が良くないとか、家庭の事情で帰国するため留学を中断せざるを得ないとか、本人の都合により中断する場合はそこで打ち切らせていただく、ということで対応している。なお、条件が整えば、再度の応募も可能である。

A. 高校教育指導課長

2. クイーンズランド州と姉妹友好提携を結んでいることもあり、オーストラリアに行く学校が多い。クイーンズランド大学には3校、シドニー大学には2校が派遣している。ニュージーランドでは、カンタベリー大学などに派遣している。生徒の自己負担額は、約30万円と聞いている。

5 議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑

2013年12月20日

Q. 村岡正嗣委員

議会の運営について、議会事務局に事実関係を確認したい。毎議会の始まる前に、連絡協議会という形で、議事課、総務課、秘書課、管財課、県警本部の公安二課と浦和警察署が合同の連絡協議会を開いて、警備の相談をしているとのことだが、これは事実か。

もう一点、議長から、浦和警察署に警備の要請を毎議会ごとにしており、実際に私服の公安警察が配備されていると聞いたが、事実か。

A. 議事課長

一点目の警備の関係で、関係機関で打合せをしているかについてだが、お話のとおり行っている。

二点目の議長から要請しているかについてだが、こちらも、要請をしている。

Q. 村岡委員

事実ということが分かった。議会運営の警備ということで大事な案件であり、先輩議員やベテラン議員に聞いても知らなかったという議員が何人もいた。せめて、四年に一回任期が代わるので、任期の最初の議運などで、こういうことをしていると知らせる必要があると思うが、これまで知らせてきたのか事実関係を確認したい。

A. 議事課長

私の記憶している限りだが、特に知らせたことはないと思う。議長に議場の秩序保持権があり、その権限に基づき、また、議場で傍聴人が議事を妨害した場合に警察官に引き渡すことができるという地方自治法の規定があり、議長から警察に要請している。これまで問題になるようなことはなかったため、特段議員にお知らせすることはなかった。

6 平成24年度決算認定に対する反対討論

2013年12月20日

日本共産党の柳下礼子です。日本共産党を代表して、第114号議案「平成24年度埼玉県一般会計及び特別会計決算の認定について」と第115号議案「平成24年度埼玉県公営企業会計決算の認定について」に反対の立場から討論します。反対の理由は以下の通りです。

第1に県立小児医療センターの移転に関するさいたま新都心土地購入費が支出されたことです。

わが党は県立小児医療センターの移転について、地域の小児医療体制・周産期医療体制に空白をうみだすこと、患者や患者家族に大きな負担を押しつけることなどを理由に移転に反対してきました。

上田知事は反対の声に答えて「現在地に残す機能の検討」を始めると表明しました。ところが未だにどのような機能を残すべきか明らかにされておりません。

今定例会においては、残す機能について「センターの医師はすべて新都心に移転」という患者家族の願いを踏みにじる答弁がありました。地元地域も患者家族も依然移転反対で立場は変わりません。患者おきざり地域おきざりの移転支出は認めることはできません。

第2に知事部局や教育委員会事務局の職員定数を削減したうえで、職員給与を引き下げたばかりか、年度途中で退職金の大幅減額まで実施したからです。

平成24年度に削減した85人を含め、埼玉県は平成23年から25年の3年間で300人の職員定数を削減しました。そのうえ24年度には、管理職手当の削減、退職金の最大140万円もの大幅減額を行いました。

特に年度途中の突然の退職金引き下げは相当数の駆け込み退職者を生み出し、教育現場が大きく混乱しました。県職員の長期欠席者は毎年100人近くに達し、その比率は年々高まっています。少ない人員で大幅に給与を削減されながらも職員は必死でがんばっております。長期療養者のこの数

字は、知事による処遇悪化によって、職員個人のがんばりは限界に来ていると示しています。県民サービスの向上のためにも職員の健康を守るためにも早急な処遇改善を求めます。

第3にハッ場ダム建設費用を支出しているからです。

委員会の中でも明らかとなりましたが、水道用水受水実績は五年間で1600万立方メートル毎秒減少しました。ダム完成時には埼玉県の人口も減少に転じる予測であり、新たな水源開発は必要ありません。

またハッ場ダムの周辺は地滑りの危険が指摘されていますが、地滑り対策費は現在計上されている4600億円の総事業費には含まれておらず、建設費がどこまで膨らむのか予想もつきません。このような計画は認められません。

さらに計画から47年も経っても完成しない事業は無駄です。

第4に国民健康保険制度の広域化を推進し、福祉医療助成制度において市町村を差別しているからです。

埼玉県は運営主体を市町村から県単位とするため、広域化支援方針を策定し、いわゆる4方式を2方式とする保険税の統一や、滞納解決などを進めてきました。その結果、税の値上げや厳しい徴収活動が市町村で行われています。

国保財政運営の苦しい市町村同士の広域化では財政破綻を解決することはできないと県自身も認めています。県民いじめの広域化は中止すべきです。

また乳幼児医療費などにおいて、県は財政力指数の高い一部の自治体の補助率を差別しております。このような差別は認められません。

以上の点から一般会計・特別会計決算認定に反対します。

なお埼玉県公営企業会計決算については、県立小児医療センター移転のための支出とハッ場ダム

建設費支出から認定に反対します。

なお、委員長が報告された新たな森建設事業にかかわる附帯決議については、我が党は決算を不認定とする以上、反対することは言うまでもありませんが、決算特別委員会の場において、この問題に関する質疑は一切行われませんでした。

それなのに、9月定例会の場で執行停止という重い決議を可決したにもかかわらず、本附帯決議で「事業の実施」を強く求めることは矛盾しており筋が通りません。このことを指摘しておきます。

7 知事提出議案に対する反対討論

2013年12月20日

日本共産党の村岡正嗣です。日本共産党県議団を代表して第126号、129号、142号、145号の各議案に対し、反対の立場から討論いたします。

まず第126号議案「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」ですが、特別養護老人ホームの設置認可等の事務の和光市への委譲については賛成できません。

和光市内の特養ホームは現在1カ所、定員60人です。一方、入所待機者は約60人ですが、和光市は特養の新設計画を持っておりません。現状では、特養の整備は県の責任のもと広域的に進める必要があります、市町村に権限委譲するのは時期尚早です。よって第126号議案に反対いたします。

次に第129号議案「埼玉県農業大学校条例の一部を改正する条例」です。

鶴ヶ島市の現在地は交通至便の地にあり、我が党県議団は現在地に残すことを求めて参りました。

また、移転に合わせて、これまで無料だった寮費や水光熱費が有料化されます。年間約12万円もの新たな負担増となることから、第129号議案には賛成できません。

次に第142号議案「指定管理者の指定について」は、さいたま文学館の指定管理者として引き続き公益財団法人けやき文化財団を指定するものです。

同館は桶川市との複合施設で、ともにけやき文化財団が指定管理者となっておりますが、利用者から「サービスが悪く、改善を求めてもいっこうに改善されない」などの不満の声が多く寄せられております。利用者の意見や苦情にこたえない不誠実とも言える運営は問題であり、指定管理者の再考を求めて第142号議案に反対いたします。

最後に第145号議案「利根川右岸流域下水道の維持管理に要する経費の関係4市町の負担額について」は、本庄市など4市町が負担する維持管理負担金の単価を1立方メートルあたり9円増の72円に引き上げるものです。

この値上げによる影響額は4市町合計で年間約4300万円、仮にすべて利用者に転嫁されれば、5人家族で年間約4200円の負担増となることから、反対です。

そもそも現在の流域下水道のしくみでは、負担金単価を下げるには下水道普及率を引き上げなければなりません。それゆえに下水道普及の取り組みを市町村任せにせず、県も積極的に関わっていくべきです。

市町村への補助や、流域下水道の赤字補てんのため一般会計から繰り入れることも含めた下水道普及のための県の積極的な取り組みと、流域間の格差解消・全県統一単価の実現への積極的な取り組みを求めるものです。

8 議員提出の意見書案に対する反対討論

2013年12月20日

日本共産党の村岡正嗣です。議第30号議案「地域経済の回復に向けた万全な対策を求める意見書」について反対の立場から討論します。

表題にあるように、地域経済の回復に向けた万全の対策の実施が喫緊の課題であることは論を待ちません。わが党はこれまでも、国が中小企業を日本経済の根幹にふさわしく位置づけ、中小企業と大企業の公平・公正な取引のルール確立、中小企業予算の抜本的増額、最低賃金の抜本的引き上げなど、積極的な中小企業支援策や賃上げに結びつく実効的な施策を行うことを主張してきました。

しかしながら、県内の中小企業の現状は、長引く不況のもと消費税を販売価格に転嫁できない状況が続くなか、円安による原材料価格の上昇も価格に転嫁できない、二重の苦しみにあります。また、この間、労働者の所定内給与が17カ月連続マイナスになるなど、県民のくらしはますます深刻になっています。本意見書では、一部の輸出大企業や資産家だけが潤うアベノミクスの推進、そのうえ約8兆円もの消費税増税の実施することを前提しており、これでは決して地域経済の回復にはつながりません。

よって、本意見書に反対です。

9 議案及び請願に対する各会派の態度

知事提出議案に対する各会派の態度

○賛成 ×反対

議案番号	件名	各会派の態度											採決結果			
		共産党	自民党	民主・無所属	公明党	刷新の会	社民党	さいたま吉翔会	無所属							
									佐久間	中村	醍醐	岡		日下部	中原	
第114号	平成24年度埼玉県一般会計及び特別会計決算の認定について	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
第115号	平成24年度埼玉県公営企業会計決算の認定について	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	認定
第124号	平成25年度埼玉県一般会計補正予算（第3号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第125号	平成25年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第126号	知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第127号	埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第128号	埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第129号	埼玉県農業大学校条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第130号	埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第131号	警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第132号	当せん金付証券の発売について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第133号	指定管理者の指定について（埼玉県県民活動総合センター）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第134号	指定管理者の指定について（埼玉県立児童養護施設いわつき）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第135号	指定管理者の指定について（埼玉県産業文化センター）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第136号	指定管理者の指定について（埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第137号	指定管理者の指定について（埼玉県種苗センター）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第138号	指定管理者の指定について（さいたまスーパーアリーナ）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第139号	指定管理者の指定について（こども動物自然公園）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第140号	指定管理者の指定について（熊谷スポーツ文化公園）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

議案番号	件名	各会派の態度											採決結果		
		共産党	自民党	民主・無所属	公明党	刷新の会	社民党	さいたま吉翔会	無所属						
									佐久間	中村	醍醐	岡		日下部	中原
第141号	指定管理者の指定について (さいたまスタジアム2002公園)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第142号	指定管理者の指定について (さいたま文学館)	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第143号	首都高速道路株式会社の埼玉県道高速 飾川口線等に関する事業の変更の同意について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第144号	荒川左岸北部流域下水道の維持管理に要する経費の関係5市の負担額について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第145号	利根川右岸流域下水道の維持管理に要する経費の関係4市町の負担額について	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第146号	埼玉県教育委員会委員の任命について (岩本育子氏)	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	同意
第147号	埼玉県収用委員会委員の任命について (中山登司男氏)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
第148号	埼玉県収用委員会委員の任命について (綿引剛一氏)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
第149号	埼玉県収用委員会予備委員の任命について (中村達也氏)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意

議員提出議案(意見書・決議)に対する各会派の態度

○賛成 ×反対

議案番号	件名	各会派の態度											採決結果			
		共産党	自民党	民主・無所属	公明党	刷新の会	社民党	さいたま吉翔会	無所属							
									佐久間	中村	醍醐	岡下		日下部	中原	
議題23号	埼玉県がん対策推進条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議題24号	B型・C型肝炎ウイルスが原因である肝硬変、肝がん患者に対する救済を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議題25号	中国による防災識別圏設定に対し、国に毅然とした対応を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議題26号	食品表示等問題への対応を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議題27号	空き家問題への対策を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議題28号	公共工事の入札不調を解消する環境整備を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議題29号	義務教育費国庫負担制度の維持と更なる拡充を求める意見書	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	原案可決
議題30号	地域経済の回復に向けた万全な対策を求める意見書	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

10 日本共産党県議団が提出した意見書・決議（案）

- | | |
|---|--|
| <p>1 特定秘密保護法の廃止を求める意見書（案）</p> <p>2 労働者の使い捨てを許さず、ブラック企業の規制を求める意見書（案）</p> <p>3 埼玉農業を壊滅させる環太平洋経済連携協定（TPP）交渉からの即時撤退を求める意見書（案）</p> | <p>4 国民健康保険財政の安定的運営確保と国保税の負担軽減をはかるため、国負担の大幅増額を求める意見書（案）</p> <p>5 市県民税や国保税の人権無視の徴収活動を改め、滞納者の生活・事業再建を支援する決議（案）</p> |
|---|--|

特定秘密保護法の廃止を求める意見書（案）

安倍内閣と自民・公明両党は、国民世論を真っ向から踏みにじり、暴挙に暴挙を重ね、「特定秘密の保護に関する法律」を強行成立させた。

特定秘密保護法は、政府の判断によって、どんな行政情報も恣意的に「特定秘密」と指定され、事実上永久的に国民から隠し続けることができる。何が「特定秘密」であるかについても秘密とされ、国民の「知る権利」が奪われる。「秘密」と知らないまま「秘密」に近づけば、一般国民や報道機関までもが厳しく処罰される。国会の国政調査権、議員の質問権も乱暴に侵される。「第三者機関」なるものを設置したとしても、法律の危険性は何も変わらない。特定秘

密保護法は国民主権、基本的人権、平和主義という日本国憲法の基本原則をことごとく蹂躪する違憲立法であり、撤廃すべきものである。

しかも、法案提出からわずか1カ月あまり、審議時間は衆参合わせて70時間に満たないにもかかわらず、突然、委員会質疑が打ち切れ、採決が強行された。この審議採決の経過一つをとっても、法律として認めることはできない。

よって、国においては、特定秘密保護法をすみやかに廃止するよう強く求める。

以上地方自治法99条に規定に基づき、国に対し意見書を提出する。

労働者の使い捨てを許さず、ブラック企業の規制を求める意見書（案）

労働者をモノのように使い捨てるブラック企業は、労働基準法などの法制度の弱点をついて違法行為を隠ぺいし、脱法的な手法で過酷な労働を強いている。また、社員への暴行、暴言、侮辱などパワーハラスメント、達成困難なノルマや過大な仕事量の押しつけが横行している。

このような働き方のなかで、多くの若者が心と身体の健康を壊して退職に追い込まれている。埼玉県内でも、「朝6時出勤、夜9時退社。残業代なし」「一人で店をまわし、トイレも行けない」など若者の深刻な実態が広がっている。

人間としての尊厳を踏みにじるような働き方を放置することは許されない。

さらに、ブラック企業を放置すれば、日本全体の労働条件の悪化をもたらし、日本の企業経営とそこで働くすべての人たちの生活に大きな被害をもたらす。違法行為や非人間的な働き方を押し付ける企業が増えていくことになる。日本の経済・社会の健全な発展のためにも、ブラック企業の規制は緊急の課題である。

よって、国においては、労働基準監督官の増員など監督体制の強化とともに、長時間労働の是正、離職者数の公表と就職情報・広告の適正化、パワーハラスメントの防止などブラック企

業を規制する法整備を進めることを強く求める。

以上地方自治法99条に規定に基づき、国に対し意見書を提出する

埼玉農業を壊滅させる環太平洋経済連携協定（TPP）交渉からの即時撤退を求める意見書（案）

政府・与党は、聖域とされた米や麦など農産品の「重要5項目」についても関税撤廃を検討するなど、国会決議もみずからの公約も裏切り、環太平洋経済連携協定（TPP）交渉の早期妥結に突き進んでいる。

交渉参加にあたって、安倍首相は2月の日米首脳会談で日本には一定の農産物のセンシティブティー（重要品目）があることをオバマ大統領が認めたと説明した。しかし、この間の交渉で米国のフロマン代表は「重要5項目」を含む全品目の関税撤廃に応じるよう繰り返し要求している。そもそもTPPは農業分野をはじめあらゆる分野で「例外なき関税撤廃」を求めるものであり、実際の交渉過程がそれを証明している。

このままTPPに参加すれば、国内の農林水産業は壊滅的打撃を受け、国民への安定的な食料供給と食の安全が土台から脅かされることは

明らかである。埼玉県の試算でも、県内農産物の生産減少額は433億2千万円となり、米は生産量の3割が輸入米に置き換わる。また、牛乳乳製品や豚肉も生産量で7割が減少するなど、県内農業に甚大な影響が生じる。さらに県内の関連産業にとっても大きな打撃となる恐れがある。

加えて、TPPは、農業や食料だけでなく、医療、金融、公共調達、環境、労働など暮らしと経済のあらゆる分野が交渉対象とされ、秘密交渉のなかで国民の生活や安全を守るルールや制度が大きく崩される危険がある。

よって、国においては、埼玉農業はもちろん日本の農業を破壊し、国民のいのちと暮らしを脅かすTPP交渉からただちに撤退することを強く求める。

以上地方自治法99条に規定に基づき、国に対し意見書を提出する。

国民健康保険財政の安定的運営確保と国保税の負担軽減をはかるため、国負担の大幅増額を求める意見書（案）

所得300万円の4人世帯で年間約50万円など、国民健康保険税の負担が限度を超えている。どの市町村でも国保税を支払えない世帯が多数生まれ、全県の短期被保険者証の発行数は4万件を超え、滞納総額は約224億円、国保財政への市町村の繰り入れも総額540億円を超えている。このままでは国保財政が破綻することは誰の目にも明らかである。埼玉県はこ

の問題を、運営主体を市町村から広域化することで解決すべく、広域化支援方針を策定し取り組んできた。しかし財政が苦しい市町村同士を広域化しても、財政の改善は不可能であり、税負担を増大させるだけである。

国保は事業主負担がなく、被保険者の多くが低所得者や退職者という財政基盤の弱い保険である。現在の国保財政破綻の最大の要因は、も

ととも80年代に50%だった国保財政総額に占める負担割合を、国が一貫して減少させ、県や市町村に責任を押しつけてきたことにある。

今、国保財政にとって必要なのは、広域化ではなく、国負担を80年代なみに戻し、国の責任を果たすことである。国は消費税の10%増税を前提に2200億円を国保財政に漸次充当する方針を示している。しかし消費税の増税は、

国保の被保険者は言うまでもなく国民全体に耐え難い負担増をもたらし、日本経済に深刻な影響を及ぼすものであり中止すべきである。国保への2200億円の充当は、消費税増税とは切り離して早急に実施し、さらに国負担の増額を図るべきである。

以上地方自治法99条に規定に基づき、国に対し意見書を提出する。

市県民税や国保税の人権無視の徴収活動を改め、 滞納者の生活・事業再建を支援する決議（案）

県民税・市町村民税や国民健康保険税の徴収にあたって、納税者の人権を無視したやり方が横行し、県民の批判の声があがっている。この中には憲法や税法、国税庁の通達をも逸脱したものも少なくない。自宅住居・土地などの差し押さえや売却、自動車など生産手段の差し押さえ、取引先への照会や、特殊な色や目立つ文字などを入れた催告状の送付が広範に行われている。これら徴収活動のために事業を閉鎖せざるを得なくなったり、自殺に追い込まれたりという悲惨な事例が後を断たない。

滞納者の多くは、営業不振やリストラ、病気による生活困窮者である。真に滞納を解決する道は、滞納者の生活実態や個別の事情を十分に把握し、生活困窮者には迅速に徴収猶予措置を適用することと、行政が連携して生活・事業再建を支援することである。

したがって、県においては、以下の措置を早急に実施することを強く求める。

一、徴収猶予申請は速やかに受理し、国税庁通達に基づいて処理すること。納税緩和措置を積極的に周知徹底すること。

一、滞納処分にあたっては、憲法や税法、国税庁通達等を遵守するとともに、納税者との接触機会を確保し、生活の実態や個別の事情を十分に把握すること。差し押さえをカサにきた取り立てはしないこと。機械的な財産調査や搜索、差し押さえを行わないこと。

一、居住生活や生産活動のための土地や建物、生活維持のための必需品、生業用の道具、生活存続や事業継続のための預金及び給与の差し押さえは直ちに中止するとともに、差し押さえ禁止財産の範囲を拡大すること。

一、分割納付の際に法的根拠のない納税誓約書を強要しないこと。

一、特殊な色や目立つ文字などを入れた催告状などの封書の送付は中止すること。

一、県として、以上の内容を徹底するとともに、市町村に対して強力に指導すること。

以上決議する。

11 声明・談話

記者発表

2013年12月20日

日本共産党埼玉県議会議員団

団 長 柳 下 礼 子

12月定例会を振り返って

一、2日から20日まで開会された12月県議会において特筆すべきは、16日に行われた文教常任委員会（田村琢実委員長）で、県立朝霞高校の修学旅行の事前学習や、社会科教諭の研究会での研修内容について県教育委員会を執拗に追及し、修学旅行のしおりや感想文などを資料要求したなどの問題である。常任委員会審議は17日にも再開され、委員会は「県立高校の社会科教育の指導徹底を求める決議」を自民・刷新の会などの賛成多数で可決したが、その内容は『台湾を植民地にしていた』など我が国の歴史的事実と相反する若しくは未確定・ねつ造の記述が使用されているなどという特異な歴史観にたつとともに、修学旅行や教育研究活動への政治介入そのものである。

これら一連の文教委員会における教育への政治介入は、安倍内閣の「教育再生」や秘密保護法の採決強行など、反民主主義的な姿勢と期を一にしたものである。

一、同文教委員会の傍聴者より、顔見知りの埼玉県警浦和警察署員が傍聴者待機ロビーにいて、議会事務局によって傍聴者氏名が読み上げられると同時にメモを取り始めたという情報が、党県議団に寄せられた。

議会運営委員会の場での村岡正嗣県議の追及に対して、議会事務局は毎定例会ごとに議長名で県警に警備を要請し、事務局と県警の定例会議が開かれていたことを明らかにした。

このような警備要請は地方自治法、議会規則などにも根拠はなく、京都、大阪、東京など主だった議会において、定例的に警察官が派遣されている例はない。しかも、この間、議会運営委員会にも議員にも、このことが報告されていないことは重大である。県警は、警備の人員の部署、警備場所や内容について全て公表を拒否している。

議会の傍聴者を監視するような行為は、議会制民主主義を犯す最悪の行為である。また、議員すら知らない間に、警察官の警備が行われ、その実態が議員にも議会事務局にも明らかにされないなどということは断じて許されない。私たちは、埼玉県警に対して、強く抗議するとともに、早急に、17日に行われた警備の全容報告を求める。県警はこの党県議団の申し入れを「抗議であると受け止め受け取りを拒否」した。埼玉県議会議長に対して、以後埼玉県警への警備要請を廃止し、議会の守衛による警備体制強化を求める申し入れを行った。

一、今定例会において、知事提出議案28件、議員提出議案8件が可決同意認定された。党県議団は28件に賛成し8件の議案について反対した。

特に利根川右岸流域下水道の維持管理に要する経費の関係4市町の負担金については、本庄市などの下水道負担金を9円/立方メートル引き上げ72円にするものである。これを仮に全て利用者に転嫁すれば、5人家族で年間4200円もの負担増となることから反対した。

一、平成24年度一般会計及び特別会計決算と平成24年度公営企業会計決算については第1に県立小児

医療センターの移転のための費用が支出されたこと、第2に職員の定数を削減した上に給与を減額し、その上突然の退職手当の減額によって教育現場に大きな混乱をもたらしたこと、第3に八ッ場ダムのように必要のない公共事業に支出されたことなどを理由に認定しなかった。また決算特別委員会で採択された新たな森建設事業についての附帯決議案に党県議団は反対した。決算委員会の場においてこの問題で一切質疑は行われなかったにもかかわらず、9月定例会での執行停止という重い決議を覆す、「事業の実施」を強く求める附帯決議は筋が通らない。

一、教育委員人事について、党県議団は不同意とした。今回推薦されている岩本育子氏は藤沢市教育委員在任時、河野談話はじめ日本政府の見解とも異なる特異な記述が行われている育鵬社版の歴史・公民教科書の採択に賛成した人物であり同意できない。

一、閉会直前に自民党により「12月9日の一般質問と9月定例会の反対討論における社民党佐藤征治郎県議の『自民党の内部抗争を持ち込む』という発言は、懲罰に値するきわめて不穏当な発言であり看過できない」として、発言部分について削除を求める動議が提出された。議長は直ちにこれらを採決し、賛成多数で発言の取り消しを求める動議が可決された。このような動議が提出された場合、会議は休会し精査のための議会運営委員会を開くべきであった。議長の拙速な議事進行は遺憾である。自党の意に沿わない発言をむりやり削除させてしまう自民党のやり方は、議会制民主主義に照らして許されないことは言うまでもない。

一、秘密保護法について廃止を求める意見書案を、党県議団、民主党が議会運営委員会に提出した。自民党らの反対によって委員会提案は実現できなかった。県民より「『特定秘密の保護に関する法律案』の廃案を求める意見書」の提出を求める請願が提出されたが付託委員会で不採択となった。議会運営委員会の場で村岡県議は「秘密保護法の廃案を求める請願は初めて県議会に提案されたものだ。しかも同法は県民の大きな関心をもっている。賛否にかかわらず討論を認めるべきだ」と強く主張したが自民、刷新の会によって討論は認められなかった。

県議会中に、党県議団、民主党、社民党3会派による秘密保護法の廃案を求める共同声明を発表し、合同の街頭宣伝行動をおこなったことは重要な成果である。

以上

要望・申し入れ・談話

埼玉県議会文教委員長 田村琢実 様

2013年12月16日
日本共産党埼玉県議会議員団
団長 柳下礼子

県議会文教委員会による教育現場への執拗な政治的圧力の中止を求める申し入れ

本日開かれた文教委員会では、議題に予定されていなかった県立高校の社会科教育が急きょ取り上げられ、県立朝霞高校の台湾への修学旅行の事前学習や社会科教員による研究活動について質疑が行われた。委員会は明日17日も開催され、引き続き審査が行われる予定である。

そもそも教育は教員や生徒らの自主性が尊重されるべきであって、県議会が教育の内容に介入することは許されない。本日の審査は、教育活動である修学旅行や教員の研究活動についてまさに政治的な圧力をかけるものであり、到底認められない。

とりわけ文教委員会が県教育委員会に対し、戦争体験者の話を聞いた生徒の感想文を資料として提出を要求したことは重大である。戦争体験者の話を聞いてどう受け止めたかということは生徒の内心の自由、表現の自由に関わるものであり、感想文の提出は憲法に抵触しかねず、到底認められない。

本日の文教委員会の審査は、まさに教育現場への不当な政治的介入であり強く抗議する。明日の文教委員会は中止するとともに、生徒の感想文の提出要求をただちに撤回するよう求める。

以上

埼玉県議会議長 細田徳治 様

2013年12月16日
日本共産党埼玉県議会議員団
団 長 柳 下 礼 子

県議会文教委員会による教育現場への執拗な政治的圧力の中止を求める申し入れ

本日開かれた文教委員会では、議題に予定されていなかった県立高校の社会科教育が急きよ取り上げられ、県立朝霞高校の台湾への修学旅行の事前学習や社会科教員による研究活動について質疑が行われた。委員会は明日17日も開催され、引き続き審査が行われる予定である。

そもそも教育は教員や生徒らの自主性が尊重されるべきであって、県議会が教育の内容に介入することは許されない。本日の審査は、教育活動である修学旅行や教員の研究活動についてまさに政治的な圧力をかけるものであり、到底認められない。

とりわけ文教委員会が県教育委員会に対し、戦争体験者の話を聞いた生徒の感想文を資料として提出を要求したことは重大である。戦争体験者の話を聞いてどう受け止めたかということは生徒の内心の自由、表現の自由に関わるものであり、感想文の提出は憲法に抵触しかねず、到底認められない。

本日の文教委員会の審査は、まさに教育現場への不当な政治的介入であり強く抗議する。明日の文教委員会は中止するとともに、生徒の感想文の提出要求をただちに撤回するよう求める。

以上

埼玉県教育委員会委員長 千葉照實 様
埼玉県教育委員会教育長 関根郁夫 様

2013年12月16日
日本共産党埼玉県議会議員団
団 長 柳 下 礼 子

県議会文教委員会による教育現場への執拗な政治的圧力の中止を求める申し入れ

本日開かれた文教委員会では、議題に予定されていなかった県立高校の社会科教育が急きょ取り上げられ、県立朝霞高校の台湾への修学旅行の事前学習や社会科教員による研究活動について質疑が行われた。委員会は明日17日も開催され、引き続き審査が行われる予定である。

そもそも教育は教員や生徒らの自主性が尊重されるべきであって、県議会が教育の内容に介入することは許されない。本日の審査は、教育活動である修学旅行や教員の研究活動についてまさに政治的な圧力をかけるものである。

とりわけ文教委員会が県教育委員会に対し、戦争体験者の話を聞いた生徒の感想文を資料として提出を要求したことは重大である。戦争体験者の話を聞いてどう受け止めたかということは生徒の内心の自由、表現の自由に関わるものであり、感想文の提出は憲法に抵触しかねず、到底認められない。党県議団は、本日の文教委員会の審査は、まさに教育現場への不当な政治的介入であり強く抗議するとともに、明日の文教委員会は中止すべきと考え、文教委員長に申し入れた。

県教育委員会においても、生徒の感想文など生徒の内心の自由を侵しかねない資料の提出はすべきではない。この点を強く求める。

以上

記者発表

2013年12月17日

日本共産党埼玉県議会議員団
団 長 柳 下 礼 子

執拗に繰り返される文教委員会による教育現場への政治的圧力について（談話）

埼玉県議会文教委員会は、県立朝霞高校の修学旅行や社会科教諭の研究活動について二日間にわたって審議を強行した。

文教委員会が修学旅行に参加した生徒の感想文を提出させたことは、たとえ生徒の名前を伏せ、教師がパソコンで文書に打ち直したものとはいえ、重大な問題である。しかも、委員が感想文の内容までに踏み込んで審議したことは生徒の内心の自由を侵すものであり、断じて容認できない。

委員会は「県立高校の社会科教育の指導徹底を求める決議」を自民党、刷新の会などの賛成多数で可決したが、その内容は修学旅行の学習や教員の研究活動など教育・研究活動へのまさに政治介入そのものである。

また、一部の委員からの「あまりにも教育内容に深く入り込んでいる」などの異議の途中に、文教委員長は発言をさえぎり一方的に休憩を宣言した。このような文教委員長による独断的な運営は許されるものではない。

昨日に続く文教委員会の強行は、委員会運営に大きな禍根を残し、県議会の品位をおとしめるものである。党県議団は、文教委員会による教育現場への執拗な政治的圧力に抗議するとともに、「決議」の撤回を強く求める。

記者発表

2013年12月20日

教育研究者

藤田昌士

新日本婦人の会埼玉県本部

会長 加藤ユリ

日本共産党埼玉県議会議員団

団長 柳下礼子

埼玉県議会文教委員会傍聴者の埼玉県警による監視問題について

12月17日に開かれた埼玉県議会文教常任委員会の傍聴者が待機する4階ロビーにおいて、傍聴者の中に警察官がおり、議会事務局によって傍聴者の名前が読み上げられたと同時にメモを取り始めました。新日本婦人の会の会員を含む傍聴者の複数がこの警官と顔見知りであったため、偶然この事実は発覚しました。

本日の議会運営委員会で、日本共産党の村岡正嗣県議が警察官の配備等について確認したところ、議会事務局は、毎議会ごとに議長名で埼玉県警に警備要請をしてきたこと、定例会の直前に議会側と警察側の担当者で会議を開いていることを明らかにしました。

日本共産党による議会事務局の聞き取りによると、県警への要請は相当の年数行われてきたものであり、いつから始まったのかは議会事務局も把握しておりません。議会中の本会議と常任委員会開催日には警察官が一名派遣されてきました。17日には常任委員会が急遽開会となったため、議会事務局より連絡をして派遣要請をしたとのことでした。

このような警備要請は地方自治法、議会規則などにも根拠はなく、京都、大阪、東京など主だった議会において、定例的に警察官が派遣されている例はありません。しかも、この間議会運営委員会にも議員にもこのことが報告されていないことは重大です。

さらに重大なのは、議会事務局に対して埼玉県警が派遣された警察官の警備内容が明らかにしていないことです。党県議団の県警に対する聞き取りの中では、県警は警察官の派遣は認めましたが、警備の人員の部署、警備場所や内容について全て公表を拒否しました。

議会の傍聴者を監視するような行為は、議会制民主主義を犯す最悪の行為です。また、議員すら知らない間に警察官の警備が行われ、その実態が議員にも議会事務局にも明らかにされないなどということは断じて許されません。私たちは、埼玉県警に対して、強く抗議するとともに、早急に17日に行われた警備の全容報告を求めます。

また、埼玉県議会議長におかれましては、以後埼玉県警への警備要請を廃止し、議会の守衛による警備体制強化を求めるものです。

以上

県政資料・第119号

日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

2013年12月定例県議会

住 所 〒330-9301
さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
県庁代表 048(824)2111 (内線6023)
直通電話 048(824)3413
F A X 048(825)1048
ホームページ：<http://jcp-saitama-pref.jp/>
Mail：jcp-sai@apricot.ocn.ne.jp